議案第４１号

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和３年３月４日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例

（八幡浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第１条　八幡浜市固定資産評価審査委員会条例（平成１７年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
（審査の申出） 第４条　（略） ２・３　（略） ４・５　（略）	（審査の申出） 第４条　（略） ２・３　（略） ４　審査申出書には、審査申出人（審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。 ５・６　（略）
（審査申出人の口頭による意見陳述） 第７条　（略） ２　（略） ３　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名 (4)　前３号に掲げるもののほか、必要な事項	（審査申出人の口頭による意見陳述） 第７条　（略） ２　（略） ３　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　前２号に掲げるもののほか、必要な事項

（口頭審理）	（口頭審理）
第８条　（略）	第８条　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
６・７　（略）	６・７　（略）
８　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	８　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名	
(6)　（略）	(5)　（略）
（実地調査）	（実地調査）
第９条　（略）	第９条　（略）
２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名	
(5)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項	(4)　前３号に掲げるもののほか、必要な事項
（議事についての調書）	（議事についての調書）
第１１条　（略）	第１１条　（略）
２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名	
(5)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項	(4)　前３号に掲げるもののほか、必要な事項

（八幡浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第２条　八幡浜市職員の服務の宣誓に関する条例（平成１７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
（宣誓）	（宣誓）
第２条　新たに職員となった者は	第２条　新たに職員となった者は、任命権者又は

、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由が止んだ後速やかに提出すれば足りるものとする。 ２　（略） 別記様式 宣　誓　書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年　月　日 氏　　名	任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 ２　（略） 別記様式 宣　誓　書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年　月　日 氏　　名　印

（八幡浜市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第３条　八幡浜市学校職員の服務の宣誓に関する条例（平成１７年条例第９０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
（宣誓） 第３条　新たに学校職員となった者は、別記様式による宣誓書を八幡浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、天災その他教育委員会が定める理由がある場合において、学校職員が宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由が止んだ後速やかに提出すれば足りるものとする。 ２　（略） 別記様式 学校職員 宣　誓　書 私は、ここに主権が国民に存することを認める	（宣誓） 第３条　新たに学校職員となった者は、八幡浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は教育委員会の定める上級の公務員の前で別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 ２　（略） 別記様式 学校職員 宣　誓　書 私は、ここに主権が国民に存することを認める

日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年　月　日 氏　　名	日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は　地方自治及び教育の本旨を体すると共に　公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として　誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年　月　日 氏　　名　㊞

（八幡浜市火入れに関する条例の一部改正）

第４条　八幡浜市火入れに関する条例（平成１７年条例第１７０号）の一部を次のように改正する。

(1)　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
（許可の申請） 第２条　法第２１条第１項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の１０日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。 (1)～(3)　（略） ２　申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、前項の規定による申請を行うときに明示しなければならない。 （許可の要件） 第３条　市長は、前条の規定による申請に係る火入れが次の全てに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。 (1)・(2)　（略） （許可証の交付等） 第４条　市長は、火入れの許可をするときは、法第２１条第１項の規定に基づき、第８条から第１５条まで及び第１６条第４項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、規則で定めるところにより、許可証を交付するものとする。 ２　市長は、火入れの許可をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。	（許可の申請） 第２条　法第２１条第１項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の１０日前までに、火入許可申請書（様式第１号）２通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。 (1)～(3)　（略） ２　申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。 （許可の要件） 第３条　市長は、当該申請に係る火入れが次のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。 (1)・(2)　（略） （許可証の交付等） 第４条　市長は、火入れの許可をするときは、法第２１条第１項の規定に基づき、第８条から第１５条まで及び第１６条第４項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（様式第２号）を交付するものとする。 ２　市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

第１６条　（略） （委任） 第１７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第１６条　（略）

⑵　様式第１号及び様式第２号を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

押印を求める手続の見直し等に伴い、所要の改正を行うため。